

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

東日本緑化工業株式会社
福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町3

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 8 月 15 日 ～ 令和 5 年 12 月 14 日 （ 4 ヶ月）

全区域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域）

3 指名停止理由

東日本緑化工業株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内